

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について (振り込め詐欺・還付金詐欺被害未然防止対策)

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

近年多発しております「振り込め詐欺」から、お客様（特に70歳以上のお客様）のご預金をお守りするため、この度、当組合ではキャッシュカードによるATMでの振込機能を一部制限させて頂くこととしましたのでお知らせします。

対象となるお客様には大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解を頂きますようお願い申し上げます。

1. 対象となるお客様(口座)

満70才以上のお客様で、過去3年間キャッシュカードによる振込をされていないお客様(口座)

2. 振込機能の制限

振込限度額が1,000円となります。

(注)キャッシュカードによる「ご入金」「ご出金」は、従来とおりがご利用になれます。

3. 開始日

平成29年10月31日(火)より

4. 振込をご希望のお客様(解除のお手続き)

平日の営業時間内に当組合お取引店の窓口にお申し付けください。

ご本人様確認のうえ、振込の取り扱いができるよう変更させて頂きます。

〈ご持参いただくもの〉

本人確認書類、キャッシュカード

5. お問い合わせ先

当組合のお取引店へお問い合わせください。

以 上